

長崎都市計画地区計画の決定（諫早市決定）

都市計画諫早駅北地区計画を次のように決定する。

名 称	諫早駅北地区計画	
位 置	諫早市永昌東町	
面 積	約 7. 5 h a	
地区計画の目標	<p>当該地区は、諫早市都市計画マスタープランにおいて中心拠点に位置付けられ、九州新幹線西九州ルートの開業に伴う諫早駅周辺の交通結節機能の強化や、駅と連絡する市道永昌東栄田線の整備によるアクセス改善により、既存の行政施設や医療・福祉施設などの公共公益サービスの利便性を向上させ、更なる機能拡大を誘導する地区である。</p> <p>そこで、地区計画を決定することにより、既存の集積した行政施設や医療・福祉施設などの公共公益サービス機能を将来にわたって確保するとともに、地区の特性に応じた適正な土地利用の実現を図るものである。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	既存の行政施設や医療・福祉施設などの公共公益サービスの利便性を向上させ、更なる機能拡大を誘導するため、効率的な土地利用や土地の高度利用を図る。
	地区施設の整備の方針	地区内の土地利用の整序が図られるよう、南北方向に地区施設として新たな道路を配置し、動線確保により当該地区を訪れる多くの利用者の利便性の向上を図る。
	建築物等の整備の方針	公共公益サービスの拠点としてふさわしい良好な市街地環境の整備を図るため、建築物等の用途の制限を定める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>道路 幅員 1 2 m、延長約 2 3 0 m</p> <p>幅員 9. 5 m、延長約 1 0 0 m</p>
	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 5 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 1 万㎡を超えるもの 6 畜舎

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

当該地区において、九州新幹線西九州ルートの開業に伴う諫早駅周辺の交通結節機能の強化や、駅と連絡する市道永昌東栄田線の整備によるアクセス改善により、大規模倉庫跡地を計画的に土地利用転換し、既存の行政施設や医療・福祉施設などと併せ、公共公益サービスの利便性向上や更なる機能拡大を図るため、地区計画を定めるものである。